

事務局説明資料 (第2回小委員会の振り返り)

令和6年9月

経済産業省 産業組織課

第2回小委員会における主なやり取り①

(■：委員等、→：金融関係者)

(本制度の位置づけ)

- 既存制度との棲み分け基準について、金融機関の立場から具体的にどのような基準が良いと考えているのか。
 - 事業再生ADR以外の私的整理とは、債務者の事業規模や債権額で棲み分けるべき。事業再生ADRとの棲み分け基準については明確な意見はないが、事業再生ADRと同じ程度の窮境状況、規模が対象と考える。
 - 事業再生ADRでは通らない計画が本制度に持ち込まれるべきではなく、やや異なる考え方の債権者が存在する際に本制度を活用することが現実的。
- 本制度を法的倒産手続の延長ととらえるのか、私的整理の延長ととらえるのかにつき、委員等の議論の土俵が共通ではないと感じた。

第2回小委員会における主なやり取り②

(■：委員等、→：金融関係者)

(債務者の適格性)

- 手続の入口段階で、債務者が債権者に対して誠実な対応をしていることを審査することは困難。3分の2や4分の3の賛成を得る決議を要することで解決できないか。
→ ガイドラインのようなもので対象債務者の要件を定めた上で、債務者と第三者機関が要件充足性を説明した上で多数決を行うことを想定。
- 「誠実な対応」は人によって見方が異なり、紛糾するおそれがある。本制度は迅速性に力点が置かれていることに鑑みれば、一般条項で争いが生じることは、制度の円滑な運用の観点からは望ましくない。
→ 「誠実な対応」の内容が「中小企業の事業再生等のガイドライン」の第2部のような文章に落とし込まれるイメージ。何が誠実かで争うことは想定していない。
- 濫用の懸念はよく理解できるが、申立ての段階で悪質な債務者として不適格な要件を決めることは良いが、グレーな要件になると制度の利用可能性に迷う。可能な限り細かい要件は設けない方が良い。

第2回小委員会における主なやり取り③

(■：委員等、→：金融関係者)

(対象債権)

- 憲法の専門家から詳細な説得力のある意見が出されたことは、議論を大きく前進させるものと認識。憲法29条との関係では、昭和45年最高裁大法廷決定後の財産権保障の判例分析を踏まえて論じていただいたこと、憲法14条との関係でも、金融債権とそれ以外の債権を区分することについて憲法上合理性が認められることについて示していただいたことは大変意義深い。
- 実務的には商取引債権は手続外とした方が良い。債権者も自らが手続の対象となるか予測可能性が低くなるため、事業価値が毀損し混乱が生じる。また、債権者から、入口段階から手続の対象となるか否か徹底的に争われることが予測される。
 - 実務上難しいことは理解したが、公募社債を発行している場合や、明らかに債務者の窮境要因を招く一端を担った事業者が債権者にいる場合は、それらを手続に入れなくて良いのか疑問。それらを対象債権に入れることが不要であれば、そのような説明をしていただきたい。
 - 特に中小企業の場合、オーナーからの借入れや取引先から仕入債務の支援を得ている場合など、金融債権者のみを対象債権者とすることが必ずしも合理的でない場合もあり、選択の余地を残した方が良い。

第2回小委員会における主なやり取り④

(■：委員等、→：金融関係者)

(担保付債権の扱い)

- 担保の有無に関わらず金融債権を一時停止の対象とし、本制度の手続に取り込むことについて、金融関係者の意見としても異論ないと認識している。
- 権利変更の対象が非保全部分に限られるにも関わらず、保全部分も議決権に加えることは多数決の同質性を損なうとともに決議結果にも歪みが生じる。担保部分の債権者と非保全債権者は利害が異なるため、同じ母数に含めた多数決は望ましくない。
- いわゆるリスクも権利変更ではないか。現在の私的整理の実務では、担保付債権の保全部分のリスクを含めた権利変更について検討しているため、保全債権額も含めて議決権の対象とすべきである。一方で、債権カットの対象となることを権利変更の意味するところだとすると、非保全部分の保有者で議決することが論理的であるが、担保でカバーされた債権を民事再生法でいう別除権協定のように扱う場合もあり、それも含めて策定された計画案が議決の対象となると理解。
- 担保評価の明確な基準を設けるのは難しいものの、担保評価手続について裁判所に異議申し立てができるようにすると、法的整理手続の要素が出てくるとともに、手続の迅速性も課題となる。

第2回小委員会における主なやり取り⑤

(■：委員等、→：金融関係者)

(一時停止)

- 裁判所が関与する強制力のある一時停止とするか、事業再生ADRのような任意の一時停止を選択できることとするかは、法的整理または私的整理どちらの延長かといった制度としての位置付けの議論と関連。
- 一時停止について、強制的な仕組みが良いと意見が一致しているが、EUでは交渉が上手くいかない場合に効力解除も認めるべきという提案がされている。金融機関として、効力解除までであった方が良く考えるか。
 - 現状、一時停止の効力の解除制度がなくとも困っていない。解除できればそれに越したことはないが、効力の解除を可能とすることで手続が重くなることも懸念され、追加的な手続の重さとのバランス次第と考える。
- 一時停止の解除の議論の前提として、一時停止に期間制限があるのか、手続の最後まで法的拘束力があるという認識か。
 - 裁判所による命令は、期間制限付の命令と想定していた。

第2回小委員会における主なやり取り⑥

(■：委員等、→：金融関係者)

(計画案決議)

- 仮に計画策定段階から対象債権者の意見を聞いて、反映させる機会が手続の中で設置されたとして、その手続の中で債権者からの意見を聞き、反映する機会があれば、債権者が納得を得た公正な計画案となり得るのか。
 - 債権者の意見を聞いただけでは公正な計画案とならないケースが多いと考えるが、公正な計画案の最低限の部分はガイドラインや法令で一定のものを定めることでクリアできると考える。個別事案の不満が残る場合は、事業再生ADRでいう申請後から第2回債権者会議の間のなされるやり取りで、債権者が十分な意見を申述し議論できる機会を設けるべき。
- 可決要件は政策問題であり、理論的には決められない。ただし、本制度では金融機関が対象債権となることを前提にすれば、頭数要件を入れる合理性は基本的にはなく、債権額要件で足りる。
- 頭数要件を入れるとかえって混乱すると考えられる。制度設計による濫用防止を議論して、頭数要件は不要にするのが良いのではないか。

第2回小委員会における主なやり取り⑦

(■：委員等、→：金融関係者)

(計画案決議(続き))

- 頭数要件は、金融債権者に限定するのであれば不要と考えていたが、限定したとしても、色々な種類の属性の者がいるがために私的整理を円滑化する方法として多数決を行う趣旨で、民事再生で様々な債権者間の実質的な公平性の観点から頭数要件を入れていることの類推として、頭数要件を入れることも考えとしてはあり得る。ただし、入れるとしても4分の3ではなく、濫用防止の観点から2分の1とすべき。
 - 主要行が大半のシェアを持っている場合、その他の銀行は事実上議決権を持たない状態となることは不合理。また、私的整理の前の段階で一行取引の債務者の場合には、他行が新規で融資しにくくならないかを危惧。
 - 主要債権者が大半のシェアを占めている場合、事実上、少額債権者が議決権を持たないことになり得るため頭数要件は必要。一方で、濫用がなく、手続が公平であるという前提があれば、頭数要件は不要というともあり得る。
 - 1つの金融機関が大きなシェアを持っている場合、債権額のみ要件とすると、他の債権者の賛否によらずに議決が可能となり、実質公平性が担保できない。
 - 頭数要件は全金融機関団体から意見が出ているため、慎重に議論いただきたい。
- 頭数要件は不要。大口債権者の濫用よりも、頭数要件を入れることによる少数債権者側の濫用の方が現実性が高い。濫用の防止は、頭数要件ではなく、合理的な再構築計画案を作れる仕組みづくりで解決すべき問題。

第2回小委員会における主なやり取り⑧

(■：委員等、→：金融関係者)

(裁判所認可手続)

- 仮に多数決で可決したとしても、実体的な判断の在り方や中身の適正性も裁判所が見ることを期待しているのか、又は、多数決で正当化される、という考えか。
→ 多数決のみでは抛り所に乏しい。何らかの濫用があり、多数決で意見が通ってしまった場合に裁判所の不認可の判断がなければ、制度として安心して使えない。

(第三者機関の関与の在り方)

- 第三者機関の役割について、事業再生ADRの手続実施者の役割との具体的な違いは何か。事業再生ADRの手続実施者の今の実務と異なる内容を求めるのか。
→ 現行の事業再生ADRは適正な手続として活用されている。その上で、多数決原理を持ち込む上で、現行以上の関与をお願いしたい。具体的な役割の内容は、事業再生ADRで既に遂行している手続実施者が大半であるが、現行の実務の運用を明確に定めていただきたい趣旨。
- 手続の入口段階で第三者機関による厳格な審査が必要な場合もあろうかと思うが、現在事務局が構想する手続の流れの中で、どのタイミングを想定しているのか。
→ 手続の申請前に、事業再生ADRの申込み段階と同程度のイメージ。事業再生ADRの手続では少なくとも入口の審査でしっかりと審査していると捉えている。そのくらいの時間をかけても実害が生じているとは考えておらず、少なくともそのレベルまでは可能と考えている。

第2回小委員会における主なやり取り⑨

(■：委員等、→：金融関係者)

(第三者機関の関与の在り方(続き))

- 手続の厳格性につき、現行の事業再生ADRについて不満があるわけではなく、考え方が異なる少数の債権者がいるために多数決が必要なのであれば、現行の事業再生ADRの手続と異ならなくても問題ないのではないか。
 - 確かに、現行の事業再生ADRの枠組みでほぼ不満のない対応がされており、本制度としては一部の債権者の考え方が異なる場合に手当てする制度を想定している。多数決原理が導入される場合に、現行の事業再生ADRでは到底許容されないものが認められることを避ける趣旨で厳格性の意見を述べた。
- 第三者機関の確認を「審査」と位置付ける必要との意見について、再生手続の付議決定レベルまで考えているのか、手続の厳格性の考え方について質問したい。
 - 本制度が多数決であり、少数債権者の権利変更を強制する点も踏まえた場合、事業再構築計画案については現状以上に厳格にあるべきではないか。

第2回小委員会における主なやり取り⑩

(■：委員等、→：金融関係者)

(その他)

- 既存の制度でも株主責任や経営責任を問う手続はあるが、そのような一般論を言っているのか、この制度に株主責任や経営責任を問う仕組みをビルトインする意味か。また、倒産開始要件を満たさない早い段階で事業再構築を行う手続で、株主責任・経営責任を「原則的に問う」というのはどういう趣旨か。
 - 通常の私的整理の手続で問われるべき株主責任・経営責任という趣旨。また、私的整理の案件で、窮境に陥った場合でも株主責任・経営者責任がない案件もあるという趣旨で「原則的に」と入れた。
- 多数決が得られれば、経営責任・株主責任に係る事項を計画案に盛り込むことは可能であるが、さらに追加して何か必要という趣旨か。
 - 現行の事業再生ADR等の私的整理をベースとした意見。
- 本制度は最終的には裁判所の認可が必要だが、裁判所の認可のみでは債権放棄等が債権者の取締役等の善管注意義務違反に問われないこととして不十分ということか。
 - 裁判所が関与しているから善管注意義務違反に当たらないという整理があると実務として進めやすい。